

令和8年2月5日  
高槻市第2344号

指定障害福祉サービス等事業所 管理者様

高槻市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長  
高槻市子ども未来部子育て支援課長

指定障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について（通知）

日ごろから、本市障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件について、「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について（令和7年7月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）」にて、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している市町村においては、契約内容報告書の提出を省略することができることとされました。

つきましては、下記のとおり、本市への契約内容報告書の提出を不要とする取り扱いとしますので、確認ください。

記

1 対象

指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、指定計画相談支援、指定地域相談支援  
指定障害児通所支援、指定障害児相談支援

2 取扱開始時期

令和8年3月1日 ※以降の契約分から提出を不要とします。

3 留意事項

- ・あくまで契約内容報告書の提出のみが不要となるものであり、事業所における契約内容の記録等については、引き続き適切な保存・管理等が必要であること。
- ・請求明細情報により契約内容の確認ができない場合等には、契約内容報告書の提出を求める場合があること。

<問合せ先>

【指定障害福祉サービス等】

高槻市健康福祉部福祉事務所障害福祉課  
TEL 072-674-7164

【指定障害児通所支援等】

高槻市子ども未来部子育て支援課  
TEL 072-686-3032